

報道機関各位

若年がん患者の在宅療養を支援します

市は、若年のがん患者が住み慣れた自宅などで自分らしく過ごせるよう、県が創設した若年がん患者在宅療養支援事業を4月から実施し、在宅療養での本人および家族の経済的負担を支援します。

介護保険制度の対象とならない若年(39歳以下)の末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度がありません。在宅療養のための訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与などのサービスの利用料の9割を市と県で補助します(サービス利用料の上限額を超えた額は、自己負担)。

- | | |
|-------|--|
| 1.対象者 | ○サービス利用時に39歳以下の市民
(利用者が40歳に達する日の前日まで) |
| | ○がん患者
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した人) |
| | ○他の公的支援制度を受けることができない人 |
| 2.上限額 | ○訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与(20～39歳)
月額 80,000円 |
| | ○訪問介護、訪問入浴介護(0～19歳) 月額 50,000円 |
| | ○ケアマネージャーによるケアマネジメント(0～39歳)
月額 10,000円 |
| | ○福祉用具購入(20～39歳) 1人あたり 50,000円 |

【問い合わせ】保健福祉部健康づくり課予防係
Tel027-382-1111(内線1171)